

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 2024年5月8日提出

【発行者名】 明治安田アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中谷 友行

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町二丁目3番2号

【事務連絡者氏名】 植村 吉二

連絡場所 東京都千代田区大手町二丁目3番2号

【電話番号】 03-6700-4111

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券に係るファンドの名称】 明治安田欧州株式ファンド

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券の金額】 上限 5,000億円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年4月19日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について、投資信託約款の変更にかかる手続きを開始することを決定したことに伴う関係情報の更新等を行うため、本訂正届出書により訂正を行うものです。

2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下のとおり訂正または更新します。下線の部分は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(12)【その他】

<訂正前>

振替受益権について

(略)

<訂正後>

振替受益権について

(略)

投資信託約款変更の予定について

当ファンドおよび当ファンドが主要投資対象とする「明治安田欧州株式マザーファンド」(以下「マザーファンド」ということがあります。)は、2024年10月1日付で投資信託約款の変更を予定していません。

1. 変更内容

当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに関し、ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド(以下「ニュートン社」ということがあります。)との運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用とすべく投資信託約款の変更を行うものです。これに伴い、当ファンドについても所要の変更を行うとともに、信託報酬率の引き下げを行います。

投資信託約款の具体的な変更内容は、以下の通りです(下線部は変更部分を示します)。

追加型証券投資信託
 明治安田欧州株式ファンド
 投資信託約款

新	旧
<p>(信託報酬等の総額) 第46条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第43条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の130の率を乗じて得た額とします。</p> <p>、 略</p> <p>(削除)</p>	<p>(信託報酬等の総額) 第46条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第43条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の170の率を乗じて得た額とします。</p> <p>、 略</p> <p>委託者は第19条の2第1項に規定する親投資信託の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を、第1項の委託者が受ける報酬から、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。）および毎計算期末、または信託終了から起算して5営業日目までに支払うものとします。報酬額は純資産総額に対し、以下の通り算出した額とします。</p> <p>1. 「明治安田欧州株式マザーファンド」の平均純資産総額が100億円以下の場合、年10,000分の50を乗じて得た金額のうち当該ファンドに係る金額。</p> <p>2. 「明治安田欧州株式マザーファンド」の平均純資産総額が100億円超の場合は、次の通り按分し算出して得た金額のうち当該ファンドに係る金額を合計したものとします。</p> <p>マザーファンドの平均純資産総額100億円以下に対応する部分は、年10,000分の50 マザーファンドの平均純資産総額100億円超に対応する部分は、年10,000分の45</p> <p>(注) 平均純資産総額は、毎計算期間を最初の6ヵ月間と後半の6ヵ月間に区分し、それぞれの期間における毎日の信託財産の純資産総額を合計した金額を当該運用日数（休日を含む）で除したものとします。</p>

親投資信託

明治安田欧州株式マザーファンド

運用の基本方針

新	旧
<p>2. 運用方法 (2) 投資態度 略 MSCIヨーロッパ指数採用銘柄を対象とし、当社独自のマルチファクターモデルに基づき個別銘柄を多面的に評価し、その評価情報を効率的に反映させてポートフォリオを構築します。</p> <p>略 (削除)</p> <p>~ 略</p>	<p>2. 運用方法 (2) 投資態度 略 グローバルな産業、市場、経済動向の分析、把握をベースに、産業および株式分析チームの調査や市場動向、テーマ性を勘案のうえ、欧州株式市場の中から、持続的な競争力優位を有する銘柄を厳選し、分散投資に配慮しつつ総合的にポートフォリオを構築します。</p> <p>略 欧州主要国の株式等の運用指図に関する権限は、ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。</p> <p>~ 略</p>

投資信託約款

新	旧
<p>(運用の権限委託) 第12条 (削除)</p>	<p>(運用の権限委託) 第12条 <u>委託者は、運用の指図に関する権限のうち次に関する権限を次の者に委託します。</u> <u>欧州主要国の株式等の運用</u> <u>ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド</u> <u>Newton Investment Management Limited</u> <u>Queen Victoria Street London</u> <u>前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託を投資対象とする証券投資信託の委託者が、当該証券投資信託に係る信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬から支弁するものとします。</u> <u>第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けたものが、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。</u></p>

2. 変更理由

当ファンドは、マザーファンドの運用指図に関する権限の一部をニュートン社に委託してまいりましたが、弊社にて安定的な運用体制が構築できたことを受け、ニュートン社との運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用とするものです。

3. 日程について

受益者の確定日	: 2024年5月10日 (2024年5月8日までに申込みをされた受益者に限る)
(電子公告開始 2024年5月9日)	(弊社ホームページ (https://www.myam.co.jp/) 上にて公告)
異議申立期間	: 2024年5月10日から2024年8月29日まで (弊社必着)
異議申立受益者の買取請求期間	: 2024年9月6日から2024年9月25日まで
投資信託約款変更の適用日	: 2024年10月1日 (予定)

4. 異議申立の手続きについて

異議がない場合、手続きは不要です。

上記1.の投資信託約款の変更についてご異議のある受益者は、2024年8月29日までに、当ファンドの委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社に対し、書面をもってその旨を申し出ることができます。

このたびのマザーファンドの重大な約款変更につきましては、マザーファンドを主要投資対象とする他のベビーファンドにおいても同様の手続きを行っております。当ファンドにおける賛否だけでなく他のベビーファンドを含む集計結果をもってマザーファンドの重大な約款変更が決定されますので、当ファンドのみの異議申立の結果と異なる場合があります。マザーファンドにおける重大な約款変更の可否が全てのベビーファンドに適用されます。

マザーファンドの重大な約款変更につきましては、各ベビーファンドにおける2024年5月10日現在の受益者から反対・異議申立のあった受益権口数をマザーファンドにおける実質的な反対・異議申立口数に換算し、その合計が受益者確定日時点のマザーファンドにおける受益権総口数の二分の一を超えた場合には、投資信託約款の変更が中止されます。この場合、当該マザーファンドを主要投資対象とする全てのベビーファンドの投資信託約款の変更を中止します。当ファンドにおいては投資信託約款の変更を行わない旨およびその理由を速やかに電子公告し、受益者の方にお知らせいたします。

なお、投資信託約款の変更の決定（2024年8月30日予定）につきましては、弊社ホームページ上にてご確認いただけます。

5. 異議申立を行った受益者の買取請求の手続きについて

この投資信託約款の変更を行うことが決定した場合、異議申立をされた受益者の方は、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額で、当該受益権に係る投資信託財産をもって買取すべき旨を、買取請求期間中に取扱販売会社を通じて受託会社に対し請求することができます。

公正な価額とは、受託会社が受益者からの買取請求手続きに係る必要書類を受理した日の翌営業日の基準価額をいいます。

異議申立を行った場合でも、必ず買取請求をしなければならないものではありません。引き続き保有していただくことも、通常の換金手続きをしていただくこともできます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

～（略）

<訂正後>

～（略）

* 当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドにおいて、ニュートン社との運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用とすべく2024年10月1日付で投資信託約款の変更を予定しております。当該約款変更が実施された場合は、「ファンドの特色」は以下の通り変更されます。

(変更後)ファンドの特色

明治安田欧州株式ファンドは、明治安田欧州株式マザーファンドへの投資を通じて、欧州の株式を主要投資対象とし、長期的な運用を行います。

MSCIヨーロッパ指数をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。

MSCIヨーロッパ指数は、欧州諸国企業の株価から構成される指数（インデックス）です。MSCIインデックスは、MSCI Inc.の知的財産であり、MSCIはMSCI Inc.のサービスマークです。MSCIインデックスに関する著作権、その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いてインデックスの全部または一部を複製、頒布、使用などすることは禁じられております。またこれらの情報は、信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

株式の組入比率は、原則として高位を維持します。

ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人

<訂正前>

1. ~3. (略)

4. 投資顧問会社 (略)

図 (略)

1~ 3 (略)

<訂正後>

1. ~3. (略)

4. 投資顧問会社 (略)

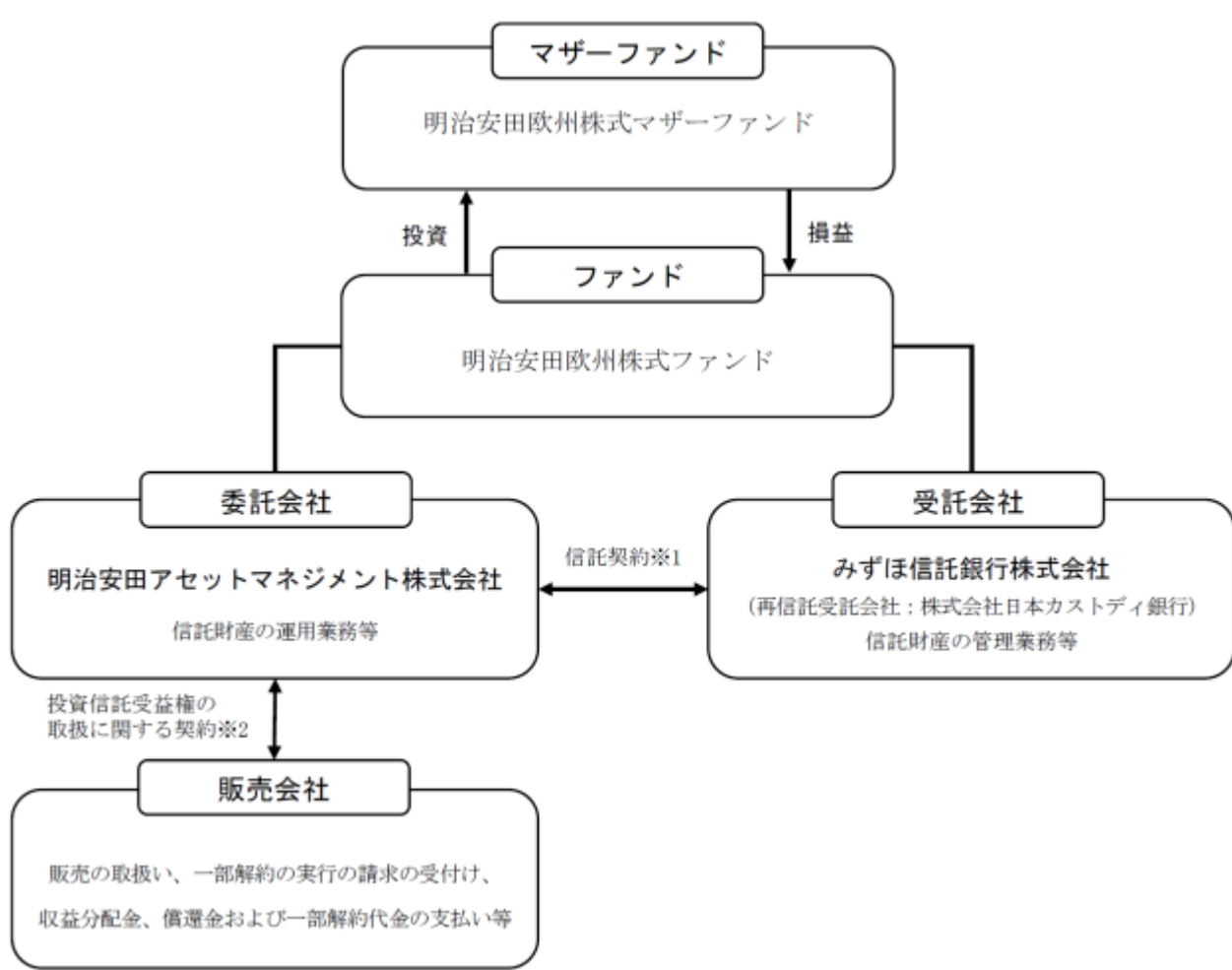
図 (略)

1~ 3 (略)

* 当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドにおいて、ニュートン社との運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用とすべく2024年10月1日付で投資信託約款の変更を予定しております。当該約款変更が実施された場合は、「委託会社およびファンドの関係法人」は以下の通り変更されます。

（変更後）

1.～3.（略）



1、 2 （略）

2【投資方針】

(1)【投資方針】

マザーファンドの運用方針

2 運用方法

(2) 投資態度

<訂正前>

～（略）

<訂正後>

～（略）

*当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドにおいて、ニュートン社との運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用とすべく2024年10月1日付で投資信託約款の変更を予定しております。当該約款変更が実施された場合は、「(2)投資態度、」は以下の通り変更されます。

(変更後)

MSCIヨーロッパ指数採用銘柄を対象とし、当社独自のマルチファクターモデルに基づき個別銘柄を多面的に評価し、その評価情報を効率的に反映させてポートフォリオを構築します。

(削除)

(4) 運用プロセス

<訂正前>

- ・グローバルな産業、市場、経済動向の分析・把握を通じて選定した複数の投資テーマに基づき、欧州株式市場の中から調査対象となる銘柄を抽出します。
- ・各産業ごとに専任で調査するリサーチアナリストと欧州株式運用チームにより、持続的な競争優位性を有する銘柄を厳選し、分散投資に配慮しつつ総合的にポートフォリオを構築します。

図（略）

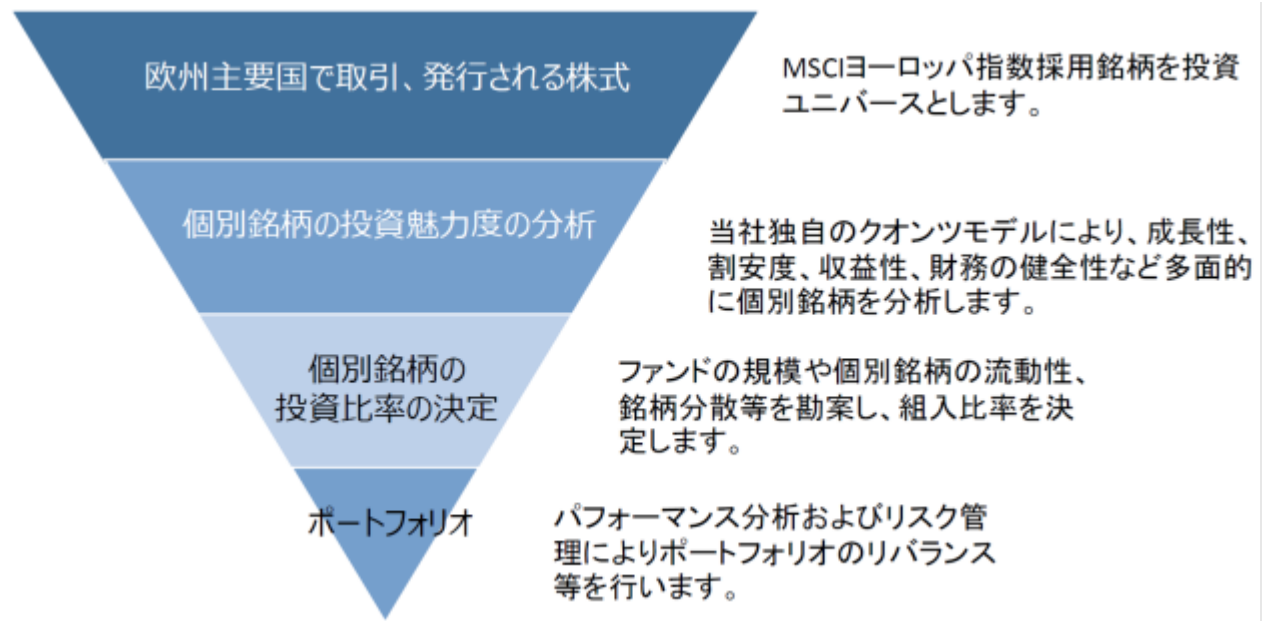
<訂正後>

- ・グローバルな産業、市場、経済動向の分析・把握を通じて選定した複数の投資テーマに基づき、欧州株式市場の中から調査対象となる銘柄を抽出します。
- ・各産業ごとに専任で調査するリサーチアナリストと欧州株式運用チームにより、持続的な競争優位性を有する銘柄を厳選し、分散投資に配慮しつつ総合的にポートフォリオを構築します。

図（略）

*当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドにおいて、ニュートン社との運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用とすべく2024年10月1日付で投資信託約款の変更を予定しております。当該約款変更が実施された場合は、「(4)運用プロセス」は以下の通り変更されます。

（変更後）



（ 3 ）【運用体制】

<訂正前>

ファンド運用の委託に関する契約先の投資顧問会社は、投資顧問会社のリスク管理体制に基づきファンド管理を行っています。

（略）

当ファンドの委託会社における運用体制は以下の通りです。

～ （略）

図（略）

<訂正後>

ファンド運用の委託に関する契約先の投資顧問会社は、投資顧問会社のリスク管理体制に基づきファンド管理を行っています。

（略）

当ファンドの委託会社における運用体制は以下の通りです。

～ （略）

図（略）

*当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドにおいて、ニュートン社との運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用とすべく2024年10月1日付で投資信託約款の変更を予定しております。当該約款変更が実施された場合は、「（ 3 ）運用体制」は以下の通り変更されます。

（変更後）

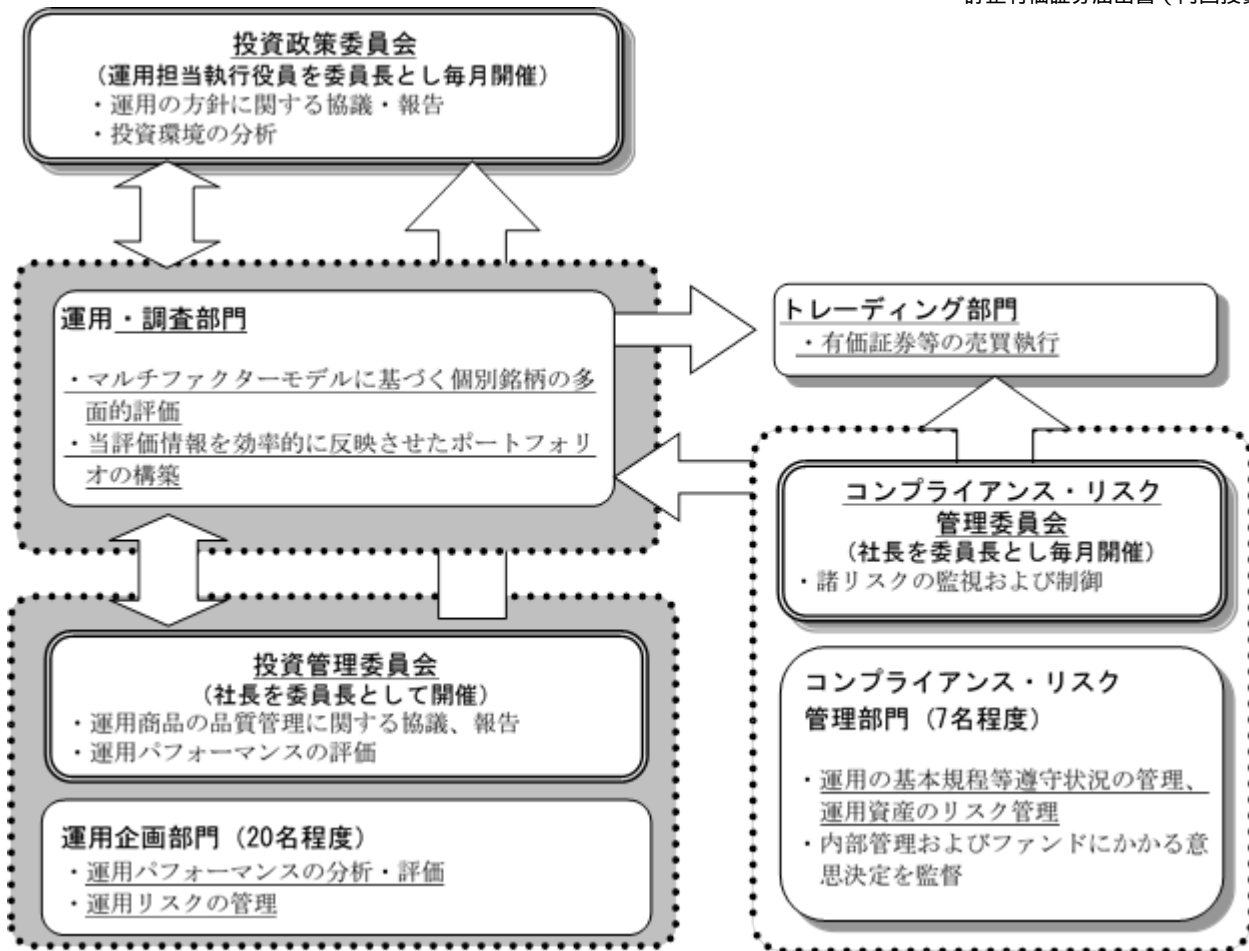
当ファンドの委託会社における運用体制は以下の通りです。

（略）

（略）

ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況のチェック、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が中心となって行います。

投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するように努めています。



(略)

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

(略)

(略)

<訂正後>

(略)

(略)

*当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドにおいて、ニュートン社との運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用とすべく2024年10月1日付で投資信託約款の変更を予定しています。これに伴う約款変更が実施された場合には、上記「(3)信託報酬等」は以下の通り変更されます。

(変更後)

ファンドの純資産総額に対し、年1.43%（税抜1.3%）の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（該当日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。信託報酬における委託会社、販売会社、受託会社間の配分については、以下の通りとします。

<内訳>

配分	料率（年率）
委託会社	0.495%（税抜0.45%）
販売会社	0.825%（税抜0.75%）
受託会社	0.11%（税抜0.1%）
合計	1.43%（税抜1.3%）

<内容>

表（略）

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦収受した後、販売会社が行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(5)【その他】

<訂正前>

～（略）

<訂正後>

～（略）

関係法人との契約等（略）

*当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドにおいて、ニュートン社との運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用とすべく2024年10月1日付で投資信託約款の変更を予定しております。当該約款変更が実施された場合は、「関係法人との契約等」は以下の通り変更されます。

(変更後)

委託会社と販売会社との間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

～（略）

第三部【委託会社等の情報】

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

< 訂正前 >

- (1) 受託会社 (略)
- (2) 販売会社 (略)
- (3) 投資顧問会社 (略)

< 訂正後 >

- (1) 受託会社 (略)
- (2) 販売会社 (略)
- (3) 投資顧問会社 (略)

*当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドにおいて、ニュートン社との運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用とすべく2024年10月1日付で投資信託約款の変更を予定しております。当該約款変更が実施された場合は、「(3) 投資顧問会社」は削除されます。

2【関係業務の概要】

< 訂正前 >

- (1) 受託会社 (略)
- (2) 販売会社 (略)
- (3) 投資顧問会社 (略)

< 訂正後 >

- (1) 受託会社 (略)
- (2) 販売会社 (略)
- (3) 投資顧問会社 (略)

*当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドにおいて、ニュートン社との運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用とすべく2024年10月1日付で投資信託約款の変更を予定しております。当該約款変更が実施された場合には、上記「(3) 投資顧問会社」は削除されます。